令和２年度 地方公共団体による食品ロス削減・食品リサイクル推進モデル事業等
公募要領

１．はじめに

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号。以下「食品リサイクル法」という。）については、令和元年７月に同法の新たな基本方針を公表するとともに、関係省令等の一部改正を行うなど、他省庁及び地方公共団体等と協力しながら、食品循環資源の再生利用等（食品リサイクル法第３条第１項に規定する食品循環資源の再生利用等をいう。以下同じ。）の促進に努めているところである。

上記の新たな基本方針では、第４次循環型社会形成推進基本計画において2030年度までに2000年度比で半減するとした家庭系食品ロスと同様に、事業系食品ロスについても2030年度までに2000年度比で半減することを掲げ、さらに社会情勢を踏まえたフードチェーン全体の取組及びそれを支える関連産業との協働による食品ロス削減の取組の推進について明記されている。

また、令和元年５月に成立した食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年５月法律第19 号。以下「食品ロス削減推進法」という。）においては、食料の多くを輸入に依存する我が国にとって、食品ロスの削減は真摯に取り組むべき課題であり、国民各層がそれぞれの立場で主体的に取り組むことが重要とされていることから、今後、食品ロスの削減に向けて、より一層取組を強化していく必要がある。

食品ロス削減推進法の成立及び食品リサイクル法の見直し結果を踏まえ、食品ロスの削減・食品リサイクルの推進を実効的に推進するため、地方公共団体が実施する取組を支援し、その成果を広く発信することで、他の地域への展開・波及を図ることを目的とする。

２．対象事業

（１）事業の内容

提案内容に応じて、以下３つの部門（部門Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ）に分けて募集を行う。

|  |  |
| --- | --- |
| 提案・申請内容 | 部門名 |
| １）食品ロス削減・食品リサイクル推進モデル事業 | ① 一般部門（特定のテーマを定めないもの） | 部門Ⅰ（一般） |
|  | ② 学校給食に関連する事業 | 部門Ⅱ（学校給食） |
| ２）食品リサイクル事業実現可能性調査事業 | 部門Ⅲ（FS事業） |

部門Ⅰ　食品ロス削減・食品リサイクル推進モデル事業（一般部門）

本モデル事業は、食品関連事業者や市民団体等と連携した先導的な食品ロス削減・食品リサイクルの施策を実施しようとする地方公共団体を支援し、施策実施に必要となる事前調査、関係者との調整支援、その他必要な技術的支援を行うものである。

申請者においては、地域における食品リサイクルの推進、食品ロス削減に資するモデル事業の計画を立案の上、環境省が別途契約した本事業の事務局請負事業者との協力の下に、モデル事業の計画の実施とその効果の検証を行う（申請者が必要に応じて他との連携を図りつつ自主的に実施する事業であり、施設整備を伴わないものとする）。

＜具体的なテーマ例＞

・ショッピングモール等における効率的な食品循環資源等の回収・収集に向けた検討・実証

・地域内の飲食店におけるドギーバッグの試験的な導入

・小学生向け食品ロスダイアリー調査の実施、情報発信・啓発事業

・ナッジを活用した消費者行動変容による食品ロス削減のため検討・検証

・新型コロナウィルス感染症対策により定着した「新しい生活様式」における食品ロス対策の効果検証・実証

※なお、上記はあくまで一例であり、地域の実情に応じた創意工夫による食品ロス削減、食品リサイクル推進に向けた自由な提案を求めるものです。

※なお、事業実施の前に、環境省リサイクル推進室と計画内容についての事前調整を図る場合があります。

部門Ⅱ　食品ロス削減・食品リサイクル推進モデル事業（学校給食に関連する事業[[1]](#footnote-1)）

学校給食用調理施設については、「今後の食品リサイクル制度のあり方について」（平成31 年２月、報告書）において、継続的に食品廃棄物等を発生させる施設として、食品廃棄物等の再生利用の実施事例の普及等を行っていくことが重要であるとされている。

本モデル事業は、市区町村が、市区町村教育委員会、学校関係者、関係事業者等の地域の関係者と協力し、学校給食の実施に伴う食品ロスの削減を含む食品廃棄物の３Ｒの実施、３Ｒの実施内容を教材とした食育・環境教育の実施や地域循環圏の形成・高度化を図ろうとすることを支援するものである。

申請者においては、環境省が別途契約した事業者との協力の下に、計画に基づく事業の実施とその効果の検証を行う（申請者が必要に応じて他との連携を図りつつ自主的に実施する事業であり、施設整備を伴わないものとする）。

＜計画に盛り込む要素＞

※本事業で立案していただくことは次の①から⑤までのとおりです。なお、①から⑤までについて既に実施されていることが含まれていても問題はありません。

① 市区町村内の学校における学校給食の実施に関し、食品ロス削減に係る取組

（例：児童・生徒による食べ残し削減策の話し合い、動画・スライドでの食品ロス削減に向けた意識啓発等）

② 市区町村域における学校給食の実施に伴い発生する食品廃棄物（調理残さ、食べ残し等）についての再生利用（飼料化、肥料化等）に係る取組

③ ② において製造された飼料、肥料等及びこれらを利用して生産された農畜水産物を原料又は材料として製造され、又は加工された食品等について市区町村内又は近隣の地域において利用する地域循環の取組

④ 食品廃棄物に関する取組に加えて行う、学校給食の実施に関連して発生する廃棄物の３Ｒの取組

⑤ 食品ロス削減、食品廃棄物の再生利用等を題材とした、児童・生徒の３Ｒの理解をたかめるための教育を実施するための教材づくり

部門Ⅲ　食品リサイクル事業実現可能性調査事業

令和元年７月に新たに策定された食品リサイクル法基本方針では、食品関連事業者に対して再資源化を求めている一方で、食品事業者の中には周囲に再生利用事業者がいない、または処理容量が十分に確保されていないために、食品循環資源の再生利用等を行うことが困難なケースがある。また、１店舗当たりの食品循環資源の排出量が少ない外食店等においては、食品リサイクルを行う上で収集運搬等に係る費用負担が再生利用の妨げとなっているとの指摘もある。

そこで、本調査事業では、食品循環資源の再生利用等が進んでいない地域や再生利用事業者の処理能力が乏しい地域における食品関連事業者及び再生利用事業者等と連携した食品循環資源の再生利用等を行う事業や、地域を中心として行う効率的・効果的な食品循環資源の再生利用等の事業について、食品関連事業者や再生利用事業者と連携しつつ実現可能性調査を実施しようとする地方公共団体を支援するものである。

申請者においては、地域における再生利用事業者の事業拡大、育成・誘致を図るための調査等の計画を立案の上、環境省が別途契約した本事業の事務局請負事業者との協力の下に、計画の実施を行う（申請者が必要に応じて他との連携を図りつつ自主的に実施する事業であり、施設整備を伴わないものとする）。

＜具体的な調査内容例＞

・地域における再生利用事業者の事業拡大、育成・誘致を図るための検討・支援

・当該地域における飼料化・肥料化に適した食品循環資源の量等について調査

・当該地域において食品循環資源の再生利用等が進んでいない原因の検討

・発生する食品廃棄物の特性の分析等を踏まえた再生利用手法の検討

・再生された飼肥料等に対するニーズ調査

・事業採算性の評価　／など

（２）公募の対象

申請者は地方公共団体（都道府県、市区町村）を原則とする（※部門Ⅱについては市区町村）。ただし、地方公共団体が民間団体等と共同で提案すること、複数の地方公共団体が共同で提案することを妨げない。

部門Ⅰ、部門Ⅱについては合わせて４件程度、部門Ⅲについては、２件程度の採択を予定。

（３）事業の助成内容

本事業では、申請者の事業計画に沿って、本事業事務局請負事業者が調査等支援を行う（期間中３回程度の打合せを想定。例えば、事業内容全般に関する意見交換・助言、専門家派遣、効果測定の支援（アンケート調査の集計分析支援）、広報資材の作成支援、イベント等の開催支援など）とともに、事業実施に係る実費として、部門Ⅰ、部門Ⅱについては、１事業当たり概ね200万円（税込）まで、部門Ⅲについては１事業当たり概ね100万円（税込）を上限に、必要経費に係る支払いを行うことが可能。

具体的な額については、選定委員会による審査結果、事業計画の熟度・実現可能性や具体性に応じて減額される場合がある。※決定される事業費は、申請者が記載する申請金額と必ずしも一致するものではありません。

（４）事業対象経費

各事業のうち、モデル事業等の実施に必要となる費用、会議・調整のための費用（例えば、会場費、構成員の交通費・謝金など）、広報・PRのための費用（例えば、ポスターやパンフレットの作成費用、その配布費用）、調査費（例えば、アンケート調査の実施費用）、その他必要と認められる経費に該当する費用とし、環境省が別途契約した本事業の事務局請負事業者から支払う。

※備品購入や施設整備など事業終了後に財産となるような支出、５万円を超える物品の計上は不可とします。

（５）事業の実施期間

令和２年11月頃から令和３年２月28日まで

※本モデル事業等の実施に際して、有識者等からの助言を得るため、会合・報告会を開催する場合があります（年度内に最大２回、場所は東京都内を予定）。会合・報告会出席にともなう旅費については、環境省が別途契約した本事業の事務局請負事業者から支払います。なお、単価等は「国家公務員等の旅費に関する法律」に準じます。

（６）事業の成果報告

事業の成果を報告書としてとりまとめ、提出すること。

報告書に記載する事項としては、事業の実施内容、得られた効果（達成した成果）、課題の整理及び今後の対応策・展望等を想定するが、詳細は採択決定後に環境省及び環境省が別途契約した本事業の事務局請負事業者とも協議することとする。

３．応募方法等

（１）応募方法

申請に必要な申請書一式（添付資料２）の様式による申請書に必要事項を記入の上、申請書一式を添付して、下記（３）の宛先まで電子メールで提出してください。

（２）公募期間

令和２年９年７日（月）～１０年１６日（月）

（３）応募先

三菱UFJリサーチ＆コンサルティング株式会社

持続可能社会部（俵藤、松岡、加山）

Email：shokuhin3r@murc.jp

（４）問合せ先

　　環境省環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室

　　食品ロス・食品リサイクル担当（前田）

　　所在地：〒100-8975　東京都千代田区霞が関１-２-２

TEL：03-3581-3351（内線7895）

三菱UFJリサーチ＆コンサルティング株式会社

持続可能社会部（俵藤、松岡、加山）

Email：shokuhin3r@murc.jp

※可能な限りEmailでのお問い合わせをお願いいたします。

TEL：03-6733-4955

４．選定方法・基準等

（１）選定方法

環境省において、食品リサイクル推進・食品ロス削減の効果、他地域への展開可能性などの観点から、対象事業を選定する。なお、選定過程において、申請者にヒアリングや追加資料の作成等を依頼する場合がある。

（２）選定基準

モデル事業等の選定に当たっては、以下の観点から評価を行う。

（ア）事業の有効性

・食品リサイクル推進、食品ロス削減の促進に資するものであるか。

・期待される効果と事業費との妥当性

（イ）事業としての発展性・波及性

・当該モデル事業等が、他の地域にも展開可能なものであるか。

（ウ）事業の具体性・実現可能性・継続性

・実施計画書の計画が具体的に記入されているか。

・庁内の推進体制として、事業成果の取りまとめ、環境省との連絡調整等に対応し得る体制が整えられているか。

・関連団体等（事業者、NPO等）との円滑な協力や連携が図られているか。（該当する場合）

・本事業終了後も、引き続き実施されることが見込まれるものであるか。

（３）選定結果

選定結果は、令和２年１０月中に申請者へ文書により通知する。

５．その他（注意事項など）

①採択された場合は、事業内容の詳細について環境省と打ち合わせた上で、モデル事業等を実施する者として環境省が別途契約した本事業の事務局請負事業者との協力の下に事業を開始する。進捗管理、分析、実施報告等に必要な書類等は、環境省が別途契約した本事業の事務局請負事業者に従い提出すること。

②事業の終了後、事業成果のフォローアップ等のため、報告等を求める場合がある。

③事業の進捗に応じ、環境省への報告等が別途求められる場合がある。

1. 環境省では、平成27 年度から学校給食における食品ロスの削減を含む食品廃棄物の３Ｒ促進や、これらの学習教材としての活用を促進するためのモデル事業として「学校給食の実施に伴い発生する廃棄物の３Ｒ促進モデル事業」を実施しており、食品ロスの取組のさらなる推進を図るため、応募・募集の方法を変更し、令和２年度も実施するもの。過去の取組成果については、環境省ウェブサイトを参照（<https://www.env.go.jp/recycle/food/kanren_siryo.html>）。 [↑](#footnote-ref-1)